

福島市コンベンション・エキスカーション補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、本市の知名度向上と交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図るため、市内においてコンベンション及びエキスカーションを実施する主催者に対し、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「コンベンション」とは、産業の振興又は、学術、芸術、文化の向上に寄与する会議、大会、研究会、学会等をいう。

2 この要綱において「エキスカーション」とは、コンベンションの主催者が企画し、あらかじめコンベンション参加者に周知された、コンベンションの開催に伴う観光、視察等をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱において補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、コンベンション及びエキスカーションの主催者とする。

(補助対象事業)

第4条 コンベンション補助金の対象は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 福島県外からの参加者の市内延べ宿泊者数が50人以上のコンベンションであること。
- (2) 1泊2日以上の会期で開催されるコンベンションであること。なお、会期にエキスカーションは含まない。
- (3) 国又は地方公共団体の主催事業でないこと。
- (4) 市が別途補助金や交付金を交付する事業でないこと。
- (5) 政治的活動、宗教的活動、営利を目的とする事業でないこと。
- (6) 公序良俗に反するものでないこと。
- (7) 施設の使用にあたり、市より別途使用料の減免を受けていないこと。

2 エキスカーション補助金の対象は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 福島市内を起点、終点とするエキスカーションであること。
- (2) 参加者が10人以上のエキスカーションであること。
- (3) 文化、社会、自然、歴史に触れる観光、視察等であること。

(補助対象経費)

第5条 前条に規定する事業の実施に要する経費のうち、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助限度額及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費から国若しくは県による補助金の交付又は交付の決定を受けた額を控除した額に補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とし、補助限度額の額を限度とする。

3 補助金の交付は、同一補助対象者につき当該年度1回とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項の規定により定められた書類及び次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式1）
- (2) 収支予算書（別記様式2）
- (3) 本人確認書類（申請者の運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）の写し
- (4) その他必要と認める書類

2 前項に規定する書類は、補助対象事業を行おうとする日より20日前（4月20日までに開催されるコンベンションにあたっては、事業日前日）までに提出しなければならない。

（軽微な変更）

第7条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更とは、次に掲げる以外の変更とする。

- (1) 事業主体を変更するとき。
- (2) 補助金の上限額を変更するとき。
- (3) 補助事業等の経費所要額を20%を超えて変更するとき。
- (4) 第4条第1項及び第2項各号のいずれかに該当しなくなるとき。

（実績報告）

第8条 当該事業が完了したときは、規則第14条の規定により定められた書類及び次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに市長に提出し、事業の実績を報告しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記様式3）
- (2) 収支決算書（別記様式4）
- (3) コンベンション補助金に係る宿泊者名簿（別記様式5）
- (4) コンベンション補助金に係る宿泊集計表（別記様式6）
- (5) エクスカーション補助金に係る参加者名簿（別記様式7）
- (6) その他必要と認める書類

（会計帳簿の整備等）

第9条 補助対象者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

コンベンション補助金

市内延べ宿泊者数	補助限度額	補助対象経費	補助率
50人～99人	50,000円	(1) 施設使用料（施設及び備品使用料） (2) 印刷製本費（ポスター、パンフレット、プログラム等の印刷経費） (3) 広告宣伝費（新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等への広告掲載費） (4) 報償費（講師等への謝礼） (5) 旅費（講師等の旅費） (6) 委託費（通訳・アルバイト等雇用経費、会場設営委託経費、催事等委託経費） (7) 諸経費（通信・運搬費、消耗品費等） (8) その他市長が認める経費	補助対象経費の2分の1以内
100人～199人	100,000円		
200人～299人	200,000円		
300人～499人	350,000円		
500人～	600,000円		

エクスカーション補助金

補助限度額	補助対象経費	補助率
50,000円	(1) 使用料（借り上げバス経費等） (2) 印刷製本費（配布資料の印刷費用等） (3) 報償費（講師等への謝礼） (4) 旅費（講師等の旅費） (5) 委託費（通訳等雇用経費） (6) 諸経費（消耗品費等） (7) その他市長が認める経費	補助対象経費の2分の1以内